

4.

乳幼児・児童および母子・父子世帯のために

4-1 児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、児童を養育している方に支給されます。

■対象者 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

■支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 ※第3子以降は15,000円
中学生	一律 10,000円

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特別給付として月額一律5,000円を支給します。

■支給時期 毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます。

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028

4-2 こども医療費助成

こどもの健やかな成長に寄与することを目的に、南風原町内に住所を有する中学校3年生までのこどもに対し、医療費が助成されます。なお、助成を受けるには「受給資格者証」の申請が必要です。



問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028

4-3 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される制度です。

■対象となる児童

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

※ただし、公的年金受給者、所得が一定額を超える場合等は手当の減額（一部支給）、または支給されない場合もあります。

（令和2年度4月1日現在）

■手当の月額

区 分	全額支給	一部支給
児童が1人の場合	43,160円	43,150円～10,180円
児童2人目の加算額	10,190円	10,180円～5,100円
児童3人目以降の加算額（1人につき）	6,110円	6,100円～3,060円

※一部支給は所得額（養育費の8割を加算）に応じて決定されます。

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028



4-4 保育所等および認定こども園（保育部分）

保育所等および認定こども園（保育部分）は、保護者の就労、疾病などの理由によって、保育を必要とする児童を預かり保育をする施設です。

また、発達支援を必要とする児童の健全な社会性の成長発達を促すことを目的とした発達支援児保育、保護者の就労時間等やむを得ない事情のために延長保育が実施されています。

	保育所(園)名	電話番号	所在地
町立	宮平保育所	889-3920	宮平9番地
法人	津嘉山保育園	889-1336	津嘉山105番地
	かねぐすく保育園	889-4378	新川160番地
	南風原はなぞの保育園	889-3425	大名156番地4
	若夏保育園	882-7800	津嘉山1667番地9
	みつわ保育園	889-0767	喜屋武416番地2
	さんご保育園	889-1768	本部434番地44
	はえばる保育園	889-4259	津嘉山1208番地1
	マイフレンズ保育園	888-2862	宮平375番地
	ていだ保育園	888-1945	宮平607番地1
	なのはな保育園	888-0296	宮城52番地1
	よなは保育園	889-6949	与那覇153番地2
	ももの木保育園	851-4908	本部178番地6
	やまがわ保育園	996-4188	山川347番地
	南風原やまびこ保育園	889-1536	宮平496番地9
	地域型	よいサマリヤ人保育園	889-1339
めだか保育園		889-0963	本部155番地1
くわの実保育園		851-8904	山川368番地1
たいようのおか保育園		996-3717	津嘉山113番地1
ぱすてる保育園つかざん園		851-4430	津嘉山1351番地
認定こども園	開邦幼稚園	889-5619	宮城428番地1

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028

4-5 一時保育事業

保護者のパート就労や疾病・出産等により一時的に家庭保育が困難な場合、児童を保育します。

対象理由により、利用限度日数が週1日～月15日と設定されています。

- **実施場所** 町内認可保育所（園）
宮平保育所、みつわ保育園、かねぐすく保育園（補助事業）
※上記以外の保育園は自由事業となります。
※実施状況については各園へお問い合わせください。

- **利用料** 各保育所（園）で設定されています。

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028
町内各認可保育所（園）

4-6 学童クラブ保育料の減免

学童クラブでは、ひとり親家庭等の世帯および生活保護受給世帯に対する保育料減免を行っています。

- **対象となるひとり親家庭等とは次の①または②に該当する場合です。**
 - ①児童の保護者が児童扶養手当を受給している場合
 - ②児童または児童の保護者が南風原町母子及び父子家庭等医療費助成を受けている場合
- **入所児童一人につき、その月の学童保育料の1/2以内で5,000円を超えない額を減免・補助します。**

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028
町内各学童クラブ



4-7 子育て支援センター事業

地域の子育て家庭に対する育児支援を目的に、子育て情報の交換や相談を行うと共に自由に遊べる場所を提供し、子どもや親同士の交流を図ります。

■ 利用料 無料

■ 実施場所 ①ふくぎの家（宮平保育所内）

月～土 午前9時30分～午後3時
（土曜日は午前中、日曜日・祝日・慰霊の日・年末年始は休み）

②たんぼぼ広場（津嘉山保育園内）

月～金 午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時
（土日・祝日・慰霊の日・年末年始は休み）

③がじゅまる広場（かねぐすく保育園内）

月～土 午前9時～午後2時
（土曜日は自主交流・祝日・慰霊の日・年末年始は休み）

④他 町内法人保育園は子育て広場実施（自由事業）

実施曜日、時間等は各保育園へご確認のうえ、ご利用ください。

※①～③についても実施状況については各園へお問い合わせください。

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028
町内各認可保育所（園）



4-8 ファミリーサポートセンター事業

子育てのお手伝いを必要としている方（お願い会員）と子育ての支援ができる方（サポート会員）がセンターに登録し、相互扶助活動による子育て支援を行います。

会員登録できる方

《おねがい会員》

- ①町内に居住する方、または町内の事業所に勤務する方。
- ②生後4ヵ月～小学6年生までの育児をしている方。
- ③その他、育児支援が必要と認められた方。

《サポート会員》

- ①原則、町内に在住する方。
- ②健康で積極的に活動できる方。
- ③センターが指定する講習会等を受講した方。



具体的な支援内容

- ①保育園・幼稚園等の保育開始時間までの預かりおよび施設までの送り。
- ②保育園・幼稚園等の保育時間終了後の送迎。
- ③学校・学童クラブ等の終了後の預かり。
- ④子どもの軽度の病気時の預かり。
- ⑤保護者等の病気や急用時等の預かり。
- ⑥冠婚葬祭、または他の子どもの学校行事等の時の預かり。
- ⑦その他、支援が必要と認められた時。

利用料

サービスを利用した場合は、おねがい会員からサポート会員へ直接報酬を支払っていただきます。

■月曜日～金曜日

- ・7:00～19:00 600円/1時間あたり
- ・19:00～22:00まで 700円/1時間あたり

■土・日・祝祭日、年末年始

- ・7:00～22:00まで 700円/1時間あたり



問合せ先 南風原町ファミリーサポートセンター（町社会福祉協議会）
☎098-889-3327・098-889-3213

4-9 子育てサロン

地域の公民館等を利用して子育て中の親子が集まり、子育てについての情報交換や親子同士の交流を図ります。

■実施地域

	実施地区	実施日
1	与那覇子育てサロン	毎月第1・3・4・5火曜日
2	新川子育てサロン	毎月第1・2・3・4水曜日（午前10時～正午）
3	兼城子育てサロン	毎週木曜日（午前10時～正午）
4	照屋子育てサロン	毎週金曜日（午前10時～正午）
5	第2団地子育てサロン	毎週月曜日（午前10時～正午）
6	ちむぐくる館	毎月第2火曜日（午前10～正午）

■内 容 親子で楽しめるレクリエーション、情報交換、子育て相談、おやつタイムなど。

■参加費 無料（一部有料）

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

4-10 児童館

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、明日を担う子どもたちの遊びの拠点として、スポーツ、レクリエーション、文化活動などをおして、心身と共に健やかに育つことを目的としています。

■町内の児童館

児童館名	電話番号	所在地
北丘児童館	889-3883	宮平489番地1
兼城児童館	889-6114	兼城84番地
本部児童館	889-5008	本部116番地
津嘉山児童館	888-2925	津嘉山663番地1

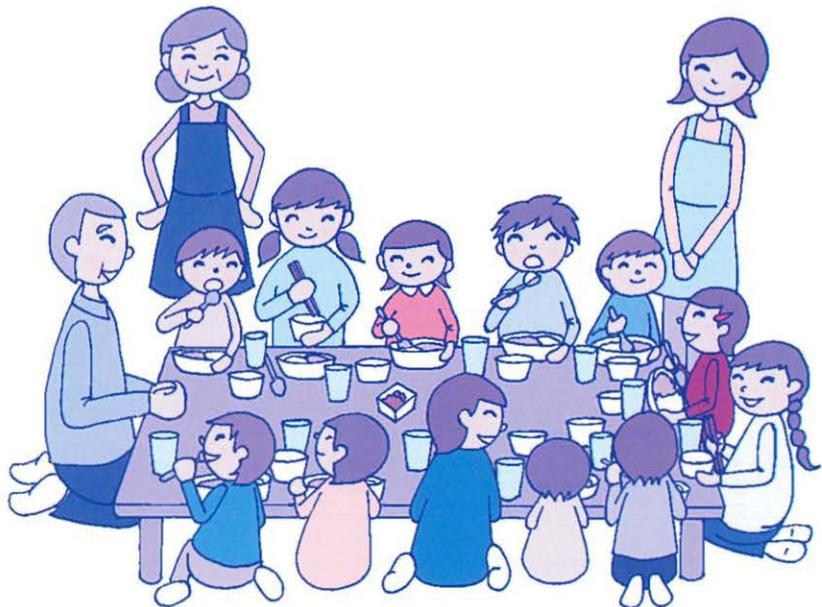


4-11 子ども食堂キッチンちむぐる

子ども達が、夕食を食べたり、宿題やお話しをしたりできる居場所を提供します。

- 場 所 ちむぐる館
- 開 催 日 毎週水曜日 午後5時～7時30分（公休日、年末年始を除く）
- 対 象 者 町内の小中学生
- 参 加 費 100円

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213



4-12 母子および父子家庭等医療費助成事業

18歳未満の児童を扶養している母子および父子家庭等に対し、医療費の一部が助成されます。ただし、所得制限があり、助成を受ける場合、毎年「受給者証」の申請が必要です。

助成の範囲

各医療保険診療に係る自己負担から一部負担金を控除した額が対象となります。
(学校の災害共済給付や他の法律等で負担する分、各保険による付加給付分、高額療養費の対象となる分は除かれます。)

負担額

通院：1月1保険医療機関につき1,000円

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028

4-13 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子父子（寡婦）家庭の経済的自立と、その扶養する児童（子）の福祉の増進を図るため無利子または低利で資金を貸付します。

母子・父子とは … 配偶者のいない母または父で現に児童を扶養している者。
寡婦とは …………… 配偶者のいない母で、かつて配偶者のいない母として児童を扶養していたことがある者。
児童とは …………… 20歳未満の者。

資金の種類	内 容
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金
技能習得資金	就職に必要な技能取得のための経費
修学資金	子どもの就学に必要な経費(授業料、交通費等)
就学支度資金	就学・修業するための必要経費
就職支度資金	就職に際し必要な経費および通勤用自動車等を購入する経費
修業資金	事業開始または就職に必要な知識技能習得のための経費
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な経費
生活資金	技能習得・医療介護資金貸付期間中の生活維持に必要な経費生活安定期間または失業中の生活維持に必要な経費
住宅資金	住宅の建設・購入・補修・増築などに必要な経費
転宅資金	住宅を転居するために必要な資金
結婚資金	子どもの結婚に際し必要な資金

※原則として連帯保証人が必要です。保証人が立てられない方でも貸付を受けることができます。

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028
 南部福祉事務所 ☎098-889-6364

4-14 母子家庭等日常生活支援事業

疾病等、日常生活に援助が必要な状況となり、かつ援助を行う者を得ることが困難な母子、父子および寡婦家庭に対し、ヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し一時的な保育や日常生活のお手伝いをします。

ただし、所得が一定を超える場合、費用負担があります。派遣回数は、原則として年間10回を限度としていますが、状況を判断のうえ対応します。

こんなとき、利用できます。

- ・母子家庭の母、父子家庭の父や児童の一時的なケガや病気。
- ・ひとり暮らしの寡婦、または寡婦と同居している父母の一時的なケガや病気。
- ・母子家庭の母、父子家庭の父の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動など（一時的なものに限る）
- ・冠婚葬祭、父母の出張、子の学校等の公的行事への参加。
- ・その他、一時的に援助を必要とする状況になったとき。

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028
沖縄県母子寡婦福祉連合会 ☎098-887-4099

4-15 母子保健推進員

母子保健推進員は、町長の任命をうけて妊産婦や保護者等が安心して育児に取り組めるよう、住民のよき相談相手となる方たちで、各行政区に配置されています。主な活動は、妊産婦や乳幼児の家庭訪問、母子保健事業のお手伝いなどを行政と連携をとりながら行っています。出産や子育てに関することで心配ごとや悩みごとがありましたら1人で悩まずお気軽にご相談ください。

問合せ先 役場国保年金課 健康づくり班 ☎098-889-7381

